別表第四十八号(第159条関係)

衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
登録番号

放送法施行規則第159条の規定により、　　年4月1日から　年3月31日までの登録に係る電気通信設備の状況を、次のとおり報告します。

| 発生年月日<br>(発生時刻) | 復旧年月日<br>(復旧時刻) | 発生区分 | 発生原因 | 故障設備 | 措置模様 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | □設備故障　□回線障害<br>□自然災害　□停電<br>□サイバー事案　□その他 | | | | |
| | | □設備故障　□回線障害<br>□自然災害　□停電<br>□サイバー事案　□その他 | | | | |
| | | □設備故障　□回線障害<br>□自然災害　□停電<br>□サイバー事案　□その他 | | | | |
| | | □設備故障　□回線障害<br>□自然災害　□停電<br>□サイバー事案　□その他 | | | | |
| | | □設備故障　□回線障害<br>□自然災害　□停電<br>□サイバー事案　□その他 | | | | |

注1　「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。

注2　「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至つた要因を記載すること。

注3　「故障設備」の欄は、設備の区分(番組送出設備、中継回線設備、地球局設備又は放送局の送信設備の別)とともに、直接の原因となつた設備の名称を記載すること。

注4　「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。

注5　注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

注6　サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。

注7　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。